

協会の公益法人化については、2015 年に内閣府公益法人認定等委員会に認定申請をしたものの、「協会の LW の登録管理事業を公益目的事業として認めると、医師を治療中止へ誘引する等の悪影響（法的な不利益）を与える可能性がある」との理由で内閣総理大臣から不認定処分がなされた。協会はこれを不服として東京地裁に提訴し第 1 審で勝訴するものの、国側が控訴したので、訴訟の場で 3 年にわたり争うこととなった。



東京地裁判決報道、朝日新聞 2019 年 2 月 13 日

○津村啓介分科員 続きます、日本尊厳死協会の公益不認定の問題について取り上げていきたいというふうに思います。

まず、経緯を少し御紹介させていただきますと、二十八年十二月に、内閣府の公益認定等委員会は、日本尊厳死協会の公益法人認定の申請につきまして、これを認定することはできないという判断を下されました。その後、東京地裁に協会がその不認定処分の取消しを求めて裁判を起こしまして、東京地裁は、原告勝訴の判断、これは公益認定等委員会としては初めての敗訴だそうですが、そうした判断を下されました。

公益認定等委員会の不認定理由は、終末期医療における延命措置の中止等について明確な法的位置づけがなされていない現状においては、医師等医療関係者は常にその行為が刑事上その他の責任に問われる可能性をそんたくし、慎重な判断を求められているものと考えられるという現状認識を示しています。

他方、この点につきまして、東京地裁は、二〇〇七年策定の厚労省のガイドラインの役割を評価して、本件登録管理が公益目的事業と認められた場合であっても、医師等が厚労省や日本医師会等による各ガイドライン等に従って延命措置の中止等を行う限り、刑事上、民事上又は行政上の責任を問われる可能性が増大するとは解されないという判断を示しています。

これは、厚労省の二〇〇七年のガイドラインというものが、尊厳死、安楽死に関して、これまで刑法上の刑事免責ということについて法務省が重い腰を上げてきていない中で、厚労省が現場の医師の方々の一つの判断のよりどころとするために策定したガイドライン、これについての評価がまさに公益認定等委員会と東京地裁で真っ向から対立をしておりますし、この評価は厚労省にとっては非常に重要な分かれ道だと思います。もしこれが公益認定等委員会が言うような明確な法的位置づけがなされていないという低い評価にとどまるのであれば、厚労省は見直しをしなきゃいけないということになると思うわけですが、厚労省は、このガイドラインの評価について、みずからどのように評価されているでしょうか。

○新谷正義厚生労働大臣政務官

お答え申し上げます。

人生の最終段階における医療、ケアにつきましては、医療従事者から適切な情報提供がなされた上で、本人、家族と、そして医療、ケアチームが十分な話し合いを行いまして、本人の意思決定を基本として行われることが何よりも重要である、そのように考えております。

そのため、厚生労働省としましては、昨年度開催した人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会での議論を踏まえまして、本人の意思は変化し得るものでございまして、医療、ケアの方針についての話し合いは何よりも繰り返すことが重要であること、そして、本人がみずからの意思を伝えられない状態にある、そのような状態になる可能性があることから、本人の意思を推定し得る家族等の信頼できる者も含めて事前に繰り返し話し合っておくことが重要であること、これらと今後の高齢社会等に対応できるよう、二〇一八年三月にガイドラインの改定を行ったところでございます。

このガイドラインにつきましては、人生の最終段階における医療、ケアの現場において、本人の意思を尊重するための基本的な手続を整理したものでございまして、医療、介護の現場に対し一定の方向性を示した、そのように考えているところでございます。

なお、先ほど御指摘の刑事や民事の係争につきましては、裁判所の所管、所掌に属するものでございまして、コメントは差し控えたい、そのように存じております。

○津村分科員 現在の、最近見直された厚労省のガイドラインは、現場の医師の意思決定に際して十分なものとなっている、政務官はそう思っていらっしゃるわけですね。

○新谷大臣政務官 今は、先ほども申し上げたところでございますけれども、そういった検討会がございまして、そういった議論を踏まえてガイドラインの改定を行ったところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、ガイドラインに関しましては、現場に対して一定の方向性を示した、そのように考えておるところでございます。

○津村分科員 新谷さんをきょう呼び出した理由なんですけれども、これは、役所からすると、政府全体として、内閣府が出した不認定というものに対して、民間である尊厳死協会さんが、不当だといって取消しを求めた、そして、地裁がこれを原告勝訴とした、政府が敗訴したわけです。それを、控訴を控えるとか、あるいは、高裁の判決が出た後、最高裁に更へ上げていくことをやめるというのは、これは政治家しかできない判断だと思うんですね。

これは、政と官の関係、問題なんです。だから、私は、このことをずっとやってこられた事務の方が率直に言って政務三役より事実関係はお詳しいだろうと思いましたが、しかし、これは政務三役に問うべきテーマだと思ったから政務官に来ていただいたんです。

小泉総理がハンセン病問題で控訴を控えたこと、あの政治判断によって多くの方が救われたわけでありまして、尊厳死の問題はハンセン病の問題とは違いますけれども。

いずれ、これは高裁の判決が出ると思います。そのときに政府がどういう判断をするのか、更へそれを係争するののかということは、政府の政治家が、与党の政治家の皆さんが政治判断されなければいけないことで、事務的には、下からは、我々の主張を最後まで闘わせまうということが上がってくると思いますけれども、それをちゃんと判断するのは政府の三役の皆さんだということを言いたくて、呼びさせていただきます。

一言下さい。

○新谷大臣政務官 先ほども申し上げましたが、係争中に関しては、これは具体的なコメントは差し控えたいと存じますけれども、まさに委員御指摘のとおり、我が国の医療とかケアの現場に関して、まさにこれは非常に大きなテーマといたしますか、課題となるところでございます。そういったことも踏まえて、しっかりとこれは認識を深めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

○津村分科員 私は、今の政府の政治家の皆さんを批判しているのではないんです。むしろリスペクトして、呼びしているんです。ぜひ、必要なときには政治判断をしてください。

中根副大臣にも伺わせていただきます。これは中根さんの問題でもあるわけでございます。

東京地裁の判決は、公益認定等委員会の不認定理由について、網羅的に検討して不当との判断を下しているわけで、全く同じ主張を政府が繰り返すというのは私は非常におかしいなと思って見ております。新たに加える論拠がないのであれば、認定の判断をいたずらにおくらせるだけでありますから、その政治判断自体が公益を損ねていると思いますけれども、中根さんの御意見はいかがですか。

○内閣府副大臣中根一幸 ありがとうございます。答弁させていただきます。

御案内のとおり、御指摘の判決に対して、私ども、法務省とも協議した上で、ことしの平成三十一年一月三十一日に東京高等裁判所に控訴いたしましたわけでありまして。

今後の控訴の遂行する事項であるために、内容の詳細についてはお答えはできないわけ

であります。法人の尊厳死の宣言書の登録管理事業を公益目的事業として認めた場合の問題点等、この一審判決ですね、やはり承服しがたいという点がありまして、関係省庁と協議の上で、控訴審において適切に対応してまいりたいと考えております。

そしてまた、前回と変わらないのに控訴するということは認定をただおくらせるだけではないか、取り下げるべきではないかという委員の御指摘でございますが、御案内のとおり、この不認定処分は第三者委員会である公益認定等委員会における議論及びそれを踏まえた答申を受けてなされたものでありまして、内閣府として、控訴審の判断を仰いでいきたいと考えております。

○津村分科員 個別の事案の話は、ちょっと、今の御答弁でわかりましたので、置いておきますね。

中根さん、私が先ほどからるる申し上げている、行政訴訟において政府が敗訴したケースにおいては、政治家の判断というのが非常に重要な意味合いを持つ。これが、議院内閣制において、政務三役が役所の見識ある方々の上に立つということの意味だという私の認識についてどう思われますか。

○中根副大臣 大変すばらしい御意見だと思います。(津村分科員「中根さんがどう思っているかを聞いているんです」と呼ぶ) それは、先生の意見として、大変尊重いたしたいと思っております。